

住 安 第 3117 号
令和 3 年 2 月 1 日

各市町建築主務課長 様
各土木事務所長（建築主務課） 様

静岡県くらし・環境部建築住宅局
建築安全推進課建築確認検査室長

静岡県内の戸建住宅に設ける尿尿浄化槽の処理対象人員の
算定における基準となる値の取り扱いについて

日頃、静岡県の建築行政の推進に御協力いただきありがとうございます。

さて、戸建住宅に設ける尿尿浄化槽の処理対象人員の算定は「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）表 2-イ 住宅」によることとされており、算定における基準となる値については、当該地域における住宅の一戸当たりの平均的な延べ面積に応じて、増減できるものとあります。

このことについて、今般、令和 2 年度春期静岡県建築行政連絡会議において検討した結果、静岡県内においては下記のとおり取り扱うことで合意しましたので通知します。

特定行政庁におかれましては、遺漏なきよう御対応をお願いいたします。

なお、指定確認検査機関、公益社団法人静岡県建築士会、一般社団法人静岡県建築士事務所協会、一般社団法人静岡県設備設計協会、一般社団法人静岡県浄化槽協会及び一般社団法人静岡県管工事工業協会に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

- 1 静岡県内の戸建住宅に設ける尿尿浄化槽の処理対象人員の算定においては、JIS A 3302-2000 表 2-イ 住宅における値「130」を「145」として運用する。

静岡県内における運用（JIS A 3302-2000 表）

類似 用途別 番号	建築用途				処理対象人員	
					算定式	算定単位
2	住宅 施設 関係	イ	住宅	$A \leq 145$ の場合	$n=5$	n: 人員(人) A: 延べ面積(m^2)
				$145 < A$ の場合	$n=7$	

※ 145 m^2 以下の住宅に7人槽を設けることを妨げるものではない。実情に応じ、適切な規模の浄化槽を選定すること。

- 2 令和3年4月1日以降に工事着手するものに適用する。
- 3 既存住宅の尿尿浄化槽付替え時の処理対象人員算定においても適用する。
- 4 この通知の際、既に確認済証の交付を受けたものにこの取り扱いを適用する場合は、能力が低下（人槽減）する変更であるため、軽微変更でなく計画変更が必要。指定確認検査機関又は特定行政庁において計画変更を受け付けた場合は、変更であることがわかるように記載し、所管保健所等へ建築基準法第93条第5項の規定による通知を送付すること。

担当 建築確認検査班
電話 054-221-3075